CNIPA、質の高い知財権サービスに向けた活動の実施について地方政府等に通知

2023 年 4 月 24 日
JETRO 香港事務所

2023 年 4 月 19 日、国家知識産権局（CNIPA）が「**2023 年「知的財産権サービス万里行」活動の組織化に関する通知**」（关于组织开展 2023 年“知识产权服务万里行”活动的通知[1]）を発表した（通知は 4 月 14 日付け）。

その冒頭の説明によれば、本活動の目的は、「**知識産権強国建設綱要（2021-2035 年）**」[2]及び「**第 14 次五カ年計画の作業計画**」[3]を深く実施し、CNIPA など 17 部門の連名で今年 1 月に公表された「**知的財産権サービス業の質の高い発展を加速するための意見**[4]」の実施を加速し、質の高い知財権サービスで知財権の創造、活用、保護、管理の充実を図り、知財強国建設と質の高い経済発展を強力に支援することにある。そして、本通知は、2023 年も「知財権サービス万里行」活動の組織化が決定された[5]ことや、その活動の概要を地方政府等に知らせるものである。

本活動では、4 月 26 日から 10 月 26 日までの 6 ヶ月間を活動期間とし、各地方政府がビジネスニーズに関する調査[6]を実施した上でニーズリストを作成し、CNIPA が現地のニーズとマッチングするサービス資源を提供し、それを受けて、各地方政府が各種資源を十分に活用して企業の知財権に関する問題の解決に協力する。さらに、優れた事例の選定や活動の総括もなされる予定である。

重点任務として以下の 5 つの行動が挙げられている。

1) 知財権サービス業の質の高い発展を促進するための行動

---

1 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/4/19/art_75_184428.html
2 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm
3 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm
4 JETRO レポート「CNIPA など 17 部門、知財権サービス業の質の高い発展の加速に向けた意見を発表（2023 年 1 月）」https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230116.pdf
5 過去数年の本活動に関する CNIPA 発表は以下のとおり。
2022 年：［原文］http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-06/07/content_5694462.htm
2021 年：［原文］http://www.gov.cn/xinwen/2021-05/02/content_5604459.htm
6 オンラインとオフラインの各種方法を駆使して実施し、知財権に関するニーズを幅広く収集して、企業が遭遇する知財権の問題や困難を十分に理解することとされている。

例えば、知財権サービス業の育成による専門性・国際化の強化や、知財権代理業に対する徹底的な特別是正措置の実施など。

2) 知財権サービスの革新と発展を促進するための行動

例えば、国家標準「企業知財コンプラ管理体系要件」（企业知识产权合规管理体系要求）[7]の徹底的な推進や、専利集約型製品の届出の奨励など。

3) 知財権サービスにより産業チェーンの安全を支援する行動

例えば、産業パテントプールの構築や、専利導航の指導やサービスの提供など。

4) 知財権サービスにより移転・転化を促進するための行動

例えば、専利開放許諾パイロットプロジェクト等の推進を通じた専利技術受給マッチング活動や、知財金融に関する取組の強化など。

5) 知財権サービスによりブランドの価値を高めるための行動

商標ブランド価値を高める「千企百城」行動の実施や、農村活性化のための地理的表示の行動を深化させる「地理标志品牌+」特別計画の実施など。

＜解説＞

CNIPA は、知財強国建設に向けて、知財権サービスの質の向上に取り組んでいる。例えば、知財権サービス業について調査・分析した年次報告書[8]を作成していることからもその着目度が伺える。なお、ここでいう知財権サービスの向上には、非正常出願や悪意のある商標登録の削減・撲滅に向けた取組みだけでなく、例えば、知財権転化の促進、資金調達の支援、デジタルサービスの提供など、制度ユーザーの課題解消や便宜性向上に資する取組みが幅広く含まれる。

今次活動を通して、中央政府にとっては、知財ニーズの正確な把握に加えて、地方政府に競わせて取り組ませることにより質向上の加速化に繋がることが期待できる。また、企業等の制度ユーザーにとっては、本活動を通じて知財ニーズが聴取され、それらに基づいて具体的な取組みが決められることから、直接的に恩恵を享受できる可能性がある。（以上）

---

7 全国標準情報公共サービスプラットフォーム（https://std.samr.gov.cn/）によれば、2023 年 9 月 1 日に公布され、その日から実施予定。

8 JETRO レポート「「2022 年全国知的財産権サービス業統計調査報告」の概要紹介」（2023 年 1 月）」https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230106_1.pdf